

成人歯科健康診査償還払い制度について

市では、受診券を使用せずに、市内・市外の歯科医療機関にて歯科健康診査を受けた場合、健康診査分の料金を返還する償還払い制度を実施しています。

詳細は下記のとおりです。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。

1. 対象者

今年度 20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70 歳になる方
(令和7年4月1日時点の年齢)

2. 申請期間及び申請可能回数

申請期間・・・令和6年6月1日から令和7年1月31日まで

申請可能回数・・・上記対象年齢ごとに1回

3. 償還する料金

請求書または領収書及び診療明細書に記載の、【初・再診料、検査費用、医学管理費用】のうち自己負担した額（上限3,190円）

4. 申請方法

(1) 窓口・・・市役所2階保健課にお越しください。

(2) 電話・・・0192-54-2111（内線232）

後日申請書等を郵送いたします。

(3) Web・・・右記QRコードより申請手続きをお願いいたします。

Web申請



5. 申請に必要なもの

(1) 申請書（HPからダウンロードが可能です。また、Web申請を希望の方は不要です。）

(2) 医療機関から発行される請求書、領収書及び診療明細書

(3) 申請する方の通帳またはキャッシュカード等のコピー（口座番号がわかるもの）

※申請する方以外の口座の場合は、別途委任状が必要になります。

※ネットバンキング等をご利用の方は、口座番号がわかる画面を確認させていただきます。

【問い合わせ先】陸前高田市 福祉部保健課 保健係 0192-54-2111（内線232）